

## 「くまもと健康志向型プロダクツ」認定事業実施要領

### 1. 趣 旨

人々の健康志向を受けて、新たな健康サービスの創出が求められていることから、県内事業者等が産学連携や医・農・商・工連携等の取り組みにより事業化する質の高い製品・サービスを「くまもと健康志向型プロダクツ(EOH-Evidence Oriented Healthcare)」(以下「EOH」という。)として認定し、市場での差別化に寄与するよう支援する。

### 2. 実施主体

熊本県健康サービス産業協議会（以下「協議会」という。）

### 3. 対象者

協議会の会員（企業・団体）とする。

ただし、申請と同時に協議会への入会を申請する場合を含む。

### 4. 対象となる製品・サービス

(1) 「健康」をキーワードに産学連携、医・農・商・工連携等により事業化あるいは事業開始予定の製品・サービスであること。

(2) 「健康」をキーワードとした製品・サービスの範囲は、健康食品、機能的食品、医薬品、化粧品、香粧品、健康機器・医療機器類、フィットネス・スポーツ、健康管理・支援システム及び健康管理・支援サービス、若しくは、健康レストラン及びヘルスツーリズム等が提供するものを対象とする。

(3) 対象者が連携する機関は、大学、高専、公設試験研究機関、医療機関、健診機関、薬局及びこれらに類する専門性を有する機関とする。

(4) 対象者が自組織内に配置する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等）の知見等を活用した製品・サービスである場合も対象とする。

### 5. 製品・サービスの認定

#### (1) 認定方法

① 書面による応募要件の適否を確認後、協議会に設置する「くまも

と健康志向型プロダクツ認定審査会」(以下「認定審査会」という。)にて審査を行い、理事会への報告・承認を経て認定する。

- ② 認定は、原則として年1回の募集を実施し、第5(2)認定基準に基づき行う。

なお、E O Hの認定は、製品・サービスの効果・効能を認めるものではない。

## (2) 認定基準

- ① 認定の要件である産学連携、医・農・商・工連携等が形式的なものではなく、具体的な取組であること。

なお、申請にあたっては、連携機関等へ申請内容の確認が必要である。

- ② 科学的な検証や監修等により開発された、真摯に人々の健康に寄与する製品・サービスであること。

- ③ 新規性や事業の着眼点から消費者に注目され、市場での差別化が期待されるもの。

- ④ 当該製品・サービスの表示に関し関係法令が遵守されていること。

## 6. 認定による優遇措置

- (1) 認定された製品・サービスについては、認定証を授与する。

- (2) 別途定める「くまもと健康志向型プロダクツ表示規定」に基づき、商品パッケージやカタログ等媒体へ「くまもと健康志向型プロダクツマーク」を表示することができるものとする。

なお、表示に関しては、県の関係法令所管課より各種法令に適合しているかチェックを受けることができる。

- (3) 認定された製品・サービスについては、熊本県及び協議会のホームページへ掲載するとともに事例集を作成・配付する。

- (4) 協議会関連のイベント等で優先的な発表や紹介の機会を付与する。また、報道機関へ情報提供を行う。

- (5) 協議会で出展する展示会においては、出展料の割引を適用し、認定商品の紹介や販路開拓を支援する。また、協議会で実施する商談会等の出展事業社選定審査会の際の評価に加点する。

- (6) マッチング支援アドバイザーや各種専門家による個別的なフォローアップによる支援を行う。

## 7. 状況報告

事業者は、認定された製品・サービスの状況について、毎年度、くまもと健康志向型プロダクツ認定製品・サービス状況報告書（以下「報告書」という。）（別記様式1）により協議会に報告するものとする。

## 8. 認定の取り下げ

事業者が認定された製品・サービスを廃止したとき又は認定の取り下げを希望するときは、速やかに「くまもと健康志向型プロダクツ」認定取下届出書（別記様式2）を会長に提出し、あわせて認定証等を返還するものとする。

## 9. 認定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、認定審査会の判断により認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 協議会を退会・除名となった場合
- (2) 申請内容と異なる事実が明らかになった場合
- (3) 「くまもと健康志向型プロダクツ表示規定」に違反した場合
- (4) 製品・サービスの表示に関し、関係法令に抵触することが明らかになった場合
- (5) 第7に基づく状況報告を行わなかった場合
- (6) その他当該認定制度の目的に反すると判断された場合

## 附 則

### （経過措置）

- 1 この要領の施行の際、改正前の「くまもと健康志向型プロダクツ」認定事業実施要領第5の規定によりなされた認定のうち、認定期間中のものは、改正後の規定により認定したものとみなす。
- 2 この要領の施行の際、改正前の「くまもと健康志向型プロダクツ」認定事業実施要領第5の規定によりなされた認定のうち、認定期間を満了したものは、第7に基づく状況報告を行うことにより認定する。

### （施行期日）

- 3 この要領は、平成28年1月21日から施行する。